

令和3年8月3日

北本市スポーツ少年団
関係者各位

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

「緊急事態宣言」の発令に伴う少年団活動の自粛について

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
令和3年7月30日（金）に「緊急事態宣言」が埼玉県を追加する政府の方針に鑑み、
少年団活動を見直すべく教育委員会と協議を致しました。
今後の活動については下記の内容といたしますので、各団体に御連絡を致します。
ご理解、御協力をお願い致します。

《 自粛内容 》

- ・ 一日の活動時間は、集合から解散まで4時間以内とする（時間厳守！！）。
- ・ 土曜、日曜、祝日（三連休の場合）のいずれか一日の活動とする。
- ・ 練習試合、合同練習、体験会など、チーム関係者以外との交流を禁止する。
※各種大会は、主催者側の大会要項に従う。

《 自粛期間 》

令和3年8月7日（土） ～ 令和3年8月31日（火）

《 安全な活動について（必ず守ってください!）》

- ・ 参加者名簿の作成や健康観察を徹底し、体調不良の場合の練習参加は認めない。
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者のマスク着用の徹底をお願いします）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行う。また、熱中症にも十分に注意し、適度な休憩や水分補給を行うこと。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にする等、換気に十分配慮する。

注意：北本市内や10代・20代の感染者が増加傾向にあります。
また、運動関係者からもクラスターが発症しています。

事務局：北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電話：594-5568